平成２６年（フ）第７５０号
京都市北区上賀茂桜井町26番地１
債務者　中島造園こと　中島　健治
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７５７号
京都市右京区嵯峨新宮町１番地73
債務者　笠原　靖子
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６０号
京都市山科区北花山中道町83番地　東花マンション１―16号
債務者　横畝めぐみ
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６５号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地12　嵯峨団地13棟102号
債務者　松田　明美
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６６号
京都市右京区西京極郡沢町13番地８　西京極グリーンハイツ507、前住所京都市右京区西京極畔勝町54番地１　西京極ガーデンハイツ303
債務者　横山　澄江
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
堺市北区北花田町４丁91―16　クレスト山口202号室、住民票上の住所滋賀県草津市野路１丁目12番11―1104号　アメニティ南草津Ⅳ
債務者　山根　貴宏
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３３号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地　Ｃ棟708号
債務者　國岡　良弘
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
大阪府河内長野市栄町30番２―203号
債務者　榮原　秋夫
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０９号
大阪府藤井寺市惣社２丁目６番６号
債務者　石川　紀佳
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１８号
堺市西区下田町23番10―1006号
債務者　大橋　英幸
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
大阪府松原市南新町５丁目11番16号
債務者　木下　広子（旧姓深谷）
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
大阪府羽曳野市向野１丁目10番22号
債務者　清水　彩花
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３６号
堺市堺区南陵町４丁２番３号　メゾン南部202号
債務者　小倉　千明
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６３号
大阪府藤井寺市国府２丁目１番20号
債務者　池内　　淳
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2998番地の114
債務者　金城　　章
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８２号
盛岡市小鳥沢１丁目９番１号　サンビレッジ小鳥沢Ｈ202号
債務者　小笠原梨佳
１　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３１号
宮城県石巻市不動町２丁目13番24号、前住所宮城県石巻市長浜町13番９号
債務者　新妻　勝春
１　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係